

参加希望者 殿

独立行政法人水資源機構分任契約職
木津川ダム総合管理所長 竹内 宏隆
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- | | |
|-----------|--------------------------|
| 1 件 名 | 令和8年度木津川総管船舶点検整備業務 |
| 2 業 務 場 所 | 京都府相楽郡南山城村田山地先 高山ダム 外5箇所 |
| 3 期 間 | 契約締結の翌日から令和9年3月10日まで |
| 4 内 容 等 | 別添、仕様書のとおり |

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 現 場 説 明 | 実施しません。 |
| 2 見積参加要件 | ・当機構における一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、役務の提供の業種区分の「その他」の認定を受けており、かつ、営業品目の「船舶修理・船検」に登録していること。 |
| 3 見 積 書 等 | |
| 1)様 式 等 | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りです。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。 |
| 2)提出方法 | 電子メール又はFAXによる。(※4)提出先に記載されたアドレス及び番号)
なお、電子メール又はFAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)によるものとします。 |
| 3)提出期限 | 令和8年8月25日 17:00 まで |
| 4)提 出 先 | 独立行政法人 水資源機構 木津川ダム総合管理所長 竹内 宏隆
MAIL nyukei_kizuso@water.go.jp FAX 0595-64-8964 |
| 5)担 当 者 | 経理課 坂尾 |
| 6)質 問 書 | 令和8年8月18日 17:00 まで |
| 提出期限 | ※質問の回答については、原則翌日12:00までにHPに掲載します。 |
| 7)見積回数 | 2回を限度とします。

なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和8年8月28日 14:00までとします。 |
| 8)そ の 他 | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、課税対象額については、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。 |
| 4 見 積 結 果 | 見積結果については、 <u>契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知</u> します。 |
| 5 そ の 他 | 1)契約金額は、見積書に記載された金額に、当該金額のうち課税対象額に100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
2)契約の相手方として決定した場合には、速やかに請書を作成するものとします。
なお、契約金額が100万円以下の場合は、請書を省略することができます。
3)請負代金の支払いについては、 <u>履行確認後の一括支払となります。</u>
4)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。 |

令和 8 年度木津川総管船舶点検整備業務

仕様書

令和 8 年 8 月

独立行政法人水資源機構

木津川ダム総合管理所

第1章 総 則

第1節 総則

1-1 適用

この仕様書は、「令和8年度木津川総管船舶点検整備業務」(以下「本業務」という。)に適用する。

1-2 概要

本業務は、木津川ダム総合管理所が管理している6ダムに配備している船舶の点検整備及び船舶検査を行うものである。

1-3 履行場所

京都府相楽郡南山城村田山地先 高山ダム 外5箇所
なお、外5箇所については、次のとおりとする。

- ・ 三重県名張市中知山地先 青蓮寺ダム
- ・ 奈良県宇陀市室生大野地先 室生ダム
- ・ 奈良県奈良市北野山町地先 布目ダム
- ・ 三重県名張市上比奈知地先 比奈知ダム
- ・ 三重県伊賀市阿保地先 川上ダム

1-4 履行期間

履行期間は、契約締結の翌日から令和9年3月10日までとする。

履行期間は、日曜日、祝日及び年末年始休暇のほか、作業期間内の全土曜日を含んでおり、また、報告書作成・後片付け期間も含んでいる。

第2節 一般事項

2-1 履行範囲

本業務の履行範囲は、次表のとおりとする。

ダム名	船舶名	履行範囲	数量	備考
高山ダム	つきがせ	定期点検整備	1 式	
	つるぎⅣ	定期点検整備	1 式	
		船舶検査	1 式	中間検査
	りゅうじん	定期点検整備	1 式	※係船場所は布目ダム
		船舶検査	1 式	中間検査
青蓮寺ダム	かおち	定期点検整備	1 式	
	おきつも	定期点検整備	1 式	
室生ダム	むろうⅡ	定期点検整備	1 式	
布目ダム	わかくさ	定期点検整備	1 式	
	やまと	定期点検整備	1 式	
	きりやま	定期点検整備	1 式	
比奈知ダム	もみじ	定期点検整備	1 式	
	ききょう	定期点検整備	1 式	
川上ダム	あおやま	定期点検整備	1 式	
	ちかた	定期点検整備	1 式	

2-2 業務数量

業務数量は、別添「業務数量総括表」のとおりとする。

2-3 管理技術者

管理技術者は、現場内において顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を見やすい所に着用するものとする。

2-4 再委託

1. 主たる部分

請書第3条に規定する「大部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを他の者に請け負わせてはならない。ただし、製造メーカ等が作成するものについては、この限りではない。

- (1) 業務における業務計画作成、業務履行管理、点検手法の決定及び技術的判断
- (2) 点検結果に基づくデータ分析及び技術的考察の作成

2. 再委託の要件

受注者は、本業務を再委託する場合、書面により再委託をする者との契約関係を明確にしておくとともに、再委託先に対し業務の実施について適切な指導、管理の下、本業務を実施しなければならない。

なお、再委託先は、機構の一般競争(指名競争)参加資格者(物品製造等)である場合は、機構の指名停止期間中であってはならない。

2-5 情報共有システムの活用

1. 本業務は、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムを使用することができるものとする。
2. 受注者は情報共有システムを使用する場合、情報共有システムを選定し、監督員と協議し承諾を得なければならない。

なお、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。

- ・ 業務履行中における受発注者間の情報共有システム機能要件 令和7年3月版 Rev1.7
(掲載 URL: https://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_taiou/)

3. 監督員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者(以下「サービス提供者」という。)との契約は、受注者が行うものとする。

また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督員と協議のうえ決定するものとする。

4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - (1) 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整えること。
 - (2) サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行うこと。
 - (3) (2)の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議のうえ情報共有システムの利用を停止することができること。

2-6 他工事等との協力

下記工事等とは現場及び施工が輻輳することから、施工手順・工程については、当該工事等の受注者と十分な打合せを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。また、下記工事等の変更が発生した場合は監督員から通知するものとする。

工事等名	施工範囲	工期
令和8年度木津川総管水質保全設備 外点検整備業務	水質保全設備点検	自)令和 8年7月 4日 至)令和11年3月30日

2-7 提出図書

提出図書として、以下のものを提出するものとする。

1. 業務計画書

受注者は、契約締結後、業務計画書を2部提出するものとする。

なお、業務計画書に記載する内容は以下のとおりとする。

- (1) 業務概要
- (2) 業務予定工程
- (3) 業務組織表
- (4) 緊急時の連絡体制

2. 点検整備報告書

点検整備報告書は、各船舶の点検整備結果を記載し、以下の部数を提出するものとする。

なお、不良・不具合箇所が発見された場合は、改善方法の提案、概算費用について記載し、点検整備報告書とあわせて提出するものとする。

- (1) 点検整備報告書 各船舶につき2部

3. 履行写真

履行写真は、船舶毎に点検中、試運転中、交換部品（新旧部品を対比）、整備後、不良・不具合箇所を撮影し、各船舶につき2部提出するものとする。

2-8 船舶検査に係る手続き等

船舶検査（中間検査又は定期検査）における日本小型船舶検査機構への諸手続については、機構を代行するものとし、検査手数料の支払い、船舶検査時の臨場を行うものとする。

なお、機構が事前に準備する書類等がある場合は、監督員に連絡するものとする。

2-9 支給材料

1. 支給材料は以下のとおりとする。

ダム名	船舶名	名称	規格	数量
川上ダム	あおやま	プライミングポンプ	GY1-24306-55	1 個
	ちかた	プライミングポンプ	GY1-24306-55	1 個

2. 引渡し場所は次のとおりとする

三重県伊賀市阿保地先 川上ダム

3. 引渡し時期は、対象船舶の定期点検整備の前とする。

2-10 貸与資料

本業務において、必要がある場合は次の図書を貸与または閲覧できるものとする。

また、貸与または閲覧の場所・期間については、監督員と協議するものとする。

1. 本業務対象設備の過去の点検整備報告書
2. その他監督員が必要と認めたもの

2-11 現場発生品

本業務の履行において発生した発生品については、受注者の責任と費用負担により適正に処分を行うものとする。

2-12 船舶燃料等

本業務のために必要な船舶燃料、水道水、電力（引渡し可能な場所及び容量に限る）は、機構が負担するものとする。

2-13 設備の操作

本業務の履行に伴い、係船設備（インクライン）の運転操作が必要な場合は、監督員が操作を行うものとする。

2-14 業務中の安全管理

1. 安全施設の設置

受注者は、業務中のすべての危険、損失、障害等を防止するために必要な作業規則、表示、現場立入規制等を設け、業務関係者に周知徹底させるとともに、安全作業のために必要

な保安、防災、衛生等の現場管理に万全を期さなければならない。

2. 点検作業前後の連絡と確認

点検作業開始前には監督員と連絡をとり、点検時の注意事項等を確認し、作業を開始することとする。

2-15 休日作業

本業務は原則として土・日・祝日には作業を行わないものとする。

2-16 現場技術員等

1. 現場技術員

本業務の実施に当たり、監督の補助業務を別途、現場技術員に付するものとする。

なお、本業務に配置する現場技術員の氏名は、別途監督員が通知するものとする。

2. 業務の協力

受注者は、現場技術業務等を管理する管理技術者及び業務従事者が現場の状況を把握するために現場に立ち入る場合は、これに協力しなければならない。

2-17 環境保全

1. 受注者は、本業務の履行にあたり、作業区域内及び周辺地域の環境保全に十分配慮するものとする。

2. 本業務に携わる作業員は、作業現場内及びその周辺に生息・生育する動植物をみだりに捕獲・採取してはならない。

2-18 暴力団関係業者による不当介入を受けた場合の措置について

1. 受注者において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請け人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

2. 1. により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載し書面により発注者に報告すること。

3. 1. 及び2. の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

2-19 情報の漏洩、窃用等の対策

受注者は、業務の履行のため、パソコン等の情報機器を使用するにあたり情報の漏洩、窃用等の対策をとらなければならない。対策については、個人情報保護法、情報セキュリティ関連法令等に準拠しなければならない。

また、水資源機構情報セキュリティポリシーの入手が必要な場合は、監督員に提示を依頼するものとする。

2-20 設計変更

1. 業務の契約後、業務内容の変更が生じた場合においては、発注者又は受注者の発議による協議のうえ、設計図書の内容変更並びに請負代金額の変更を行うことができるものとする。ただし、受注者からの発議に基づく設計図書の内容変更のうち、設計図書に示した目的及び機能が同等と監督員が判断し、受注者が承諾した設計図書の内容については請負代金額の変更を行わないものとする。

この場合、発注者は必要に応じ受注者に対し、これらの技術的証明又は必要な資料の提

出を求め、打合せを行うものとする。

2. 本業務では、点検結果等により、業務内容を変更することがある。

なお、この場合は原則として設計変更の対象とするが、業務内容により発注者と協議して決定するものとする。

3. 請負代金額の変更については、発注者の変更積算額に請負比率(請負代金額を現契約の発注者の積算額で除した比率)を乗じて算出する金額を基に予定価格を設定し、その制限の範囲内で発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

2-21 参考資料の取扱い

設計図書配布時に提示する参考資料は、入札参加者の適正、迅速な見積り、受注者の設計変更業務等の容易化に供するための資料として示すものであり、請書第1条にいう仕様書及び図面ではない。

2-22 疑義等

受注者は、設計図書に明記されていない事項又は設計図書に疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

第2章 点検整備

第1節 業務内容

1-1 対象船舶

点検整備対象の船舶の主要仕様は、別紙-1「木津川ダム総合管理所 船舶一覧表」に示すとおりである。

1-2 定期点検整備

1. 定期点検整備は、別紙-2「点検項目表・整備項目表」に基づき定期点検整備を行うとともに、別紙-3「取替部品表」に示す部品の取り替えを行うものとする。
2. 定期点検整備は、各ダムの貯水池内で行うことを想定している。
3. 使用する部品等はメーカー推奨部品等を使用するものとする。推奨部品等を用意できない場合は、同等品とする。
4. 布目ダムの「やまと」については、キャブレータのオーバーホール及び圧縮圧力の測定を行うものとする。

1-3 船舶検査

1. 船舶検査の対象は、以下に示すとおりとする。

また、原則として各船舶の定期点検整備は、船舶検査受験前に実施しておくものとする。

なお、船舶検査については、履行期間中に船舶検査手帳等の交付まで完了しておくこと。

ダム名	船舶名	検査の種類	検査の時期
高山ダム	つるぎⅣ	中間検査	令和8年10月25日から 令和9年4月25日
	りゅうじん	中間検査	令和8年5月7日から 令和8年11月7日

1-4 試運転

試運転は、各船舶の定期点検整備終了後、ダム湖内を航行し、船舶に異常がないことを確認するものとする。

1-5 異常発生時の対応

本業務履行中に不具合等が発見された場合は、別途協議の上、対応を決定するものとする。

－ 以 上 －

木津川ダム総合管理所 船舶一覧表

別紙ー1
令和8年6月現在

所 属		高 山 ダ ム			青 蓮 寺 ダ ム		室 生 ダ ム		布 目 ダ ム			比 奈 知 ダ ム		川 上 ダ ム	
船 船 名		つきがせ	つるぎⅣ	りゅうじん	かおち	おきつも	しゃくなげⅢ	むろうⅡ	わかくさ	やまと	きりやま	もみじ	ききょう	あおやま	ちかた
船 船 番 号		第243-43081号	第243-39424号	第251-21077号	第240-59890号	第243-36785号	第243-38360号	第243-41367号	第250-18590号	第243-38744号	第243-39695	第243-37923号	第243-39988号	第243-42122号	第243-42121号
船 体 識 別 番 号		JP-YAK00265H525	JP-YAK06207J112	JP-YAK005823G111	JP-YAK01046H607	JP-YAMP0582H404	JP-YAK02263F707	JP-YAK04203L819	JP-MLIT0002906B	JP-YHK00005B910	JP-ACH0D149J203	JP-YAK02953K708	JP-YAK09143J314	JP-YAK05589E020	JP-YAK06861J122
船舶検査手帳交付年月		令和7年12月2日	令和5年11月15日	令和5年7月25日	令和6年9月5日	令和8年1月8日	令和6年1月23日	令和6年12月24日	令和8年1月27日	令和6年11月26日	令和6年11月26日	令和8年1月8日	令和8年1月8日	令和6年12月13日	令和6年12月13日
船 舶 取 得 年 月		令和8年1月19日	平成24年2月22日	平成26年3月30日	平成18年10月3日	平成17年3月22日	平成21年3月25日	平成31年2月14日	平成2年3月14日	平成22年3月25日	平成16年3月15日	平成20年1月22日	平成26年3月25日	令和4年2月8日	令和4年2月8日
船 体 関 係	船 体 材 質	F R P 製	F R P 製	F R P 製	F R P 製	F R P 製	F R P 製	F R P 製	F R P 製	F R P 製	F R P 製	ゴ ム 製	F R P 製	F R P 製	F R P 製
	型 式	AM7	GM9	E2E	E1R-B	GN0-A	E1R-B	AL7	EM9-A	GK4	SEI-365	W-23CF	W-23CF	GN0-B	G79
	モ デ ル 名	W-25CF	W-23PH	BAYSPORTS16CC	YF-21	W-20PHS	YF-21	W-20CF-5	SR-20CR	W-19GF	SEシリーズ	W-23CF	W-23CF	BAYFISHER20	W-18EF
	長 さ	6.82m(6.77)	6.30m	4.12m	5.78m(5.48)	5.56m	5.78m(5.48)	5.32m	5.52m	5.10m	3.29m	6.30m(6.28)	6.30m(6.28)	5.56m	4.77m
	幅	2.47m(2.32)	1.97m	1.73m	2.21m	1.92m	2.21m	1.78m(1.63)	2.42m	1.65m(1.58)	1.68m	1.79m	1.79m	1.92m	1.67m
	深 さ	0.84m	0.77m	0.82m	1.20m(1.19)	0.73m	1.20m(1.19)	0.65m	1.23m	0.66m	0.52m	0.69m	0.69m	0.73m	0.68m
	定 員	10 名	8 名	5 名	6 名	6 名	6 名	6 名	9 名	5 名	6名	7 名	6 名	6名	5名
	総 ト ン 数	1.3t	0.9t	0.5t	1.8t	0.7t	1.8t	0.5t	5t未満	0.4t	0.2t	0.7t	0.7t	0.7トン	0.4トン
船体製造者名		ヤマハ発動機㈱	ヤマハ発動機㈱	ヤマハ発動機㈱	ヤマハ発動機㈱	ヤマハ発動機㈱	ヤマハ発動機㈱	ヤマハ発動機㈱	ヤマハ発動機㈱	ヤマハ船舶化工㈱	アキレスマリン㈱	ヤマハ発動機㈱	ヤマハ発動機㈱	ヤマハ発動機(株)	ヤマハ発動機㈱
機 関 係	機 関	ガソリン (4st)	ガソリン (4st)	ガソリン (4st)	ガソリン (4st)	ガソリン (4st)	ガソリン (4st)	ガソリン (4st)	ガソリン (4st)	ガソリン (4st)	ガソリン (4st)	ガソリン (4st)	ガソリン (4st)	ガソリン (4st)	ガソリン (4st)
	型 式	船外機 (6C5)	船外機 (6BTK)	船外機 (6C5)	船外機 (6C5)	船外機 (65W)	船外機 (61P)	船外機 (6BTK)	船外機 (61P)	船外機 (6BT)	船外機 (6ED)	船外機 (65W)	船外機 (6BPK)	船外機 (6C1)	船外機 (6FMK)
	モ デ ル 名	ヤマハ F60FET-L	ヤマハ発動機㈱ F30BET-L	ヤマハ発動機㈱ F60CET-L	ヤマハ発動機㈱ F60CET-X	三信工業㈱ F25AET-L	ヤマハ発動機㈱ F90BET-X	ヤマハ熊本プロダクツ㈱ F30BEHD-L	ヤマハ発動機㈱ F90BET-X	ヤマハ発動機㈱ F30BET-L	タイヤヤマハ(株) F5AMH-L	ヤマハ発動機㈱ F25AET-L	ヤマハ発動機㈱ F25DWH-L	ヤマハ発動機(株) F50HET-L	ヤマハ発動機㈱ F25GWH-D
	出 力	44.1kW(60PS)	22.1kW(30PS)	44.1kW(60PS)	44.1kW(60PS)	18.4kW(25PS)	66.2kW(90PS)	22.1kW(30PS)	66.2kW(90PS)	22.1kW(30PS)	3.7kW(5PS)	18.4kW(25PS)	18.4kW(25PS)	36.8kW(50PS)	18.4kW(25PS)
	製 造 番 号	1122463	1010662	1045264	1016996	1010709	1035729	1000461	1074658	1001511	1017234	1038661	1024684	1092758	1052044
	燃 料	ガソリン	ガソリン	ガソリン	ガソリン	ガソリン	ガソリン	ガソリン	ガソリン	ガソリン	ガソリン	ガソリン	ガソリン	ガソリン	ガソリン
そ の 他	次回検査初	令和10年9月1日	令和8年10月25日	令和8年5月7日	令和9年6月19日	令和10年12月21日	令和8年11月15日	令和9年11月13日	令和10年12月17日	令和9年7月26日	令和9年9月19日	令和10年10月17日	令和10年11月26日	令和9年10月19日	令和9年10月19日
	次回検査終	令和11年3月1日	令和9年4月25日	令和8年11月7日	令和9年12月19日	令和11年3月21日	令和9年2月15日	令和10年5月13日	令和11年6月17日	令和9年10月26日	令和10年3月19日	令和11年4月17日	令和11年5月26日	令和10年1月19日	令和10年1月19日
	次回検査種別	第一種 中間検査	第一種 中間検査	第一種 中間検査	第一種 中間検査	第5回 定期検査	第4回 定期検査	第一種 中間検査	第一種 中間検査	第4回 定期検査	第一種 中間検査	第一種 中間検査	第一種 中間検査	第2回 定期検査	第2回 定期検査
備 考			船検対象	船検対象			見積りの対象外				ゴムボート				

点検項目表・整備項目表

〇〇ダム 船舶名：〇〇〇〇

定期点検項目表			
〇エンジン本体	判定	〇船体関連	判定
外観に汚れ、損傷が無いか。		ハル、デッキに亀裂、損傷、水入りは無いか。	
かかり具合、アイドルの具合は良好か。異音は無いか。		排水口に損傷は無いか。	
チョークの作動は良好か。		ハッチにガタツキは無いか、ロック機構は良好か。	
燃料パイプ及び接続部に損傷は無いか。		ポールポスト、ポールジョイント部に損傷は無いか。	
燃料、オイルの漏れは無いか。		ステッカー・テープ類に劣化が無いか。	
タイミングベルトの張り具合、損傷の有無。		レール類にガタツキ、損傷、腐食は無いか。	
シフト連結ナットに弛みはないか。		キャビンに損傷等の外観の異常が無いか。	
〇冷却系統	判定	ホートカバー・オーニング・シート・内張に損傷、汚れは無いか。	
冷却水取入口、冷却水ホース・接続部につまり、損傷が無いか。		窓・ドア類の建付け、ロック機構は良好か。	
冷却水の漏れは無いか。パイロット水の出具合は良好か。		フェンダー類、係留の金具、ロープに損傷は無いか。	
ポンプハウジングに損傷は無いか。		船体清掃(水面上部のみ)	
サーモスタットの作動は良好か。		〇推進・操舵・燃料系統, その他	判定
〇電気装置・電装系統	判定	プロペラ、ナット、割りピンに損傷が無いか。	
点火プラグキャップ、高圧コードに損傷が無いか。		トリムタブ、スケグに損傷は無いか。	
バッテリーの液量、比重、充電状態は良好か。		リモコン・スロットル・レバーの作動は良好か。損傷は無いか。	
メインスイッチ、キルスイッチの作動は良好か。		操舵機能は良好か(回転 or パーハンドル)。	
航海灯、照明装置に水入り無く点灯が良好か。		燃料タンク、ホース、ポンプに損傷、漏れは無いか。	
各種配線、接続部、各計器類の作動は良好か、損傷は無いか。		チルトの機能は良好か(電動or手動)。	
〇法定備品の状態・数量の確認	判定	防食亜鉛が 1/2以上 減少していないか。	
係船ロープ:2本、アンカー:1個、アンカーロープ:1本			
救命胴衣:定員と同数、救命浮環:1個			
排水バケツ:1個			
信号紅炎:1セット(2個)、笛:1個			
ドライバ1組、レンチ1組、プライヤ1個、プラグレンチ1個			
レーダ反射器:1個(青蓮寺巡視船のみ)			
実施・異常なし ☐	要観察 ☐	異常あり ☐	調整 ☐
		締付 ☐	清掃 ☐
		給油 ☐	未実施・対象外 ☐

整備項目表			
定期整備項目	実施	定期整備項目	実施
燃料フィルター交換		ロアーケースギヤオイル交換	
エンジンオイル交換		各部へのグリス給油	
オイルフィルター交換		点火プラグ交換	
個別整備			
([例]信号紅炎購入など)			

(記事・備考)

※1 各船舶に違いがあるため、ここに示す項目を基準として、点検・整備可能な項目を実施する。
特に、船舶名「きりやま」はゴムボートのため、上表を基準とし、点検可能な項目を実施する。
※2 点検・整備終了後には、ダム湖内を10分程度航行し、船舶に異常が無いことを確認する。

取替部品表（高山ダム船舶点検整備）

別紙－3

ダム名	船 名 【仕様・規格】	エンジン型式 【仕様・規格】	名 称	規 格	単 位	数 量	備 考
高山ダム	つぎがせ (FRP和船) W-25CF (25ft,1.3t)	ヤマハ (船外機) F60FET-L (4st,60PS)	燃料フィルター	F60FET-L用	個	1	
			エンジンオイル	〃	L	2.1	
			オイルフィルター	〃	個	1	
			ローケーシングギヤオイル	〃	L	0.43	
	つるぎIV (FRP和船) W-23PH (23ft,0.9t)	ヤマハ (船外機) F30BET-L (4st,30PS)	燃料フィルター	F30BET-L用	個	1	
			エンジンオイル	〃	L	1.7	
			オイルフィルター	〃	個	1	
			ローケーシングギヤオイル	〃	L	0.43	
			スパークプラグ	〃	本	3	
			タコメータ	デジタル表示 アワーメータ付き	個	1	
			航海灯マスト	Q8T-TMR-018-005	本	1	
			信号紅炎	小型船舶用	本	1	
	りゅうじん (FRP和船) BAYSPORTS16CC (16ft,0.5t)	ヤマハ (船外機) F60CET-L (4st,60PS)	燃料フィルター	F60CET-L用	個	1	
			エンジンオイル	〃	L	4.0	
			オイルフィルター	〃	個	1	
			ローケーシングギヤオイル	〃	L	0.64	
			スパークプラグ	〃	本	4	

取替部品表（青蓮寺ダム船舶点検整備）

ダム名	船 名 【仕様・規格】	エンジン型式 【仕様・規格】	名 称	規 格	単 位	数 量	備 考
青蓮寺ダム	かおち (FRP巡視船) YF-21 (21ft,1.8t)	ヤマハ (船外機) F60CET-X (4st,60PS)	燃料フィルター	F60CET-X用	個	1	
			エンジンオイル	〃	L	4.0	
			オイルフィルター	〃	個	1	
			ローケーシングギヤオイル	〃	L	0.64	
			ステアリングケーブル	Q8T-SIN-G00-088	本	1	
	おきつも (FRP和船) W-20PHS (20ft,0.7t)	ヤマハ (船外機) F25AET-L (4st,25PS)	燃料フィルター	F25AET-L用	個	1	
			エンジンオイル	〃	L	1.6	
			オイルフィルター	〃	個	1	
			ローケーシングギヤオイル	〃	L	0.43	
			スパークプラグ	〃	本	2	

取替部品表（室生ダム船舶点検整備）

ダム名	船 名 【仕様・規格】	エンジン型式 【仕様・規格】	名 称	規 格	単 位	数 量	備 考
室生ダム	むろうII (FRP和船) W-20CF-5 (20ft,0.5t)	ヤマハ (船外機) F30BEHD-L (4st,30PS)	燃料フィルター	F30BEHD-L用	個	1	
			エンジンオイル	〃	L	1.7	
			オイルフィルター	〃	個	1	
			ローケーシングギヤオイル	〃	L	0.43	
			スパークプラグ	〃	本	3	
			ライフジャケットステッカー	90790-22032	枚	1	

取替部品表（布目ダム船舶点検整備）

別紙－3

ダム名	船 名 【仕様・規格】	エンジン型式 【仕様・規格】	名 称	規 格	単 位	数 量	備 考
布目ダム	わかくさ (FRP巡視船) SR-20CR (20ft,5t未満)	ヤマハ (船外機) F90BET-X (4st,90PS)	燃料フィルター	F90BET-X用	個	1	
			エンジンオイル	〃	L	4.0	
			オイルフィルター	〃	個	1	
			ローアークスギヤオイル	〃	L	0.64	
			モーターアセンブリ	6D8-43880-01	個	1	
			Oリング	93210-64488	個	1	
	やまと (FRP和船) W-19GF (19ft,0.4t)	ヤマハ (船外機) F30BET-L (4st,30PS)	燃料フィルター	F30BET-L用	個	1	
			エンジンオイル	〃	L	1.5	
			オイルフィルター	〃	個	1	
			ローアークスギヤオイル	〃	L	0.43	
			スパークプラグ	〃	本	3	
			オイルシール	93101-22M00	個	2	
			Oリング	93210-74MG5	個	2	
			Oリング	93210-65MG6	個	1	
			ガスケット	6BG135570000	個	1	
			サーモスタット	66M124110100	個	1	
	きりやま (コムボート) SEI-365 (12ft, 0.2t)	ヤマハ (船外機) F5AMH-L (4st, 5PS)	燃料フィルター	F5AMH-L用	個	1	
			エンジンオイル	〃	L	0.6	
			ギヤオイル	〃	L	0.1	

取替部品表（比奈知ダム船舶点検整備）

ダム名	船 名 【仕様・規格】	エンジン型式 【仕様・規格】	名 称	規 格	単 位	数 量	備 考
比奈知ダム	もみじ (FRP和船) W-23CF (23ft,0.7t)	ヤマハ (船外機) F25AET-L (4st,25PS)	燃料フィルター	F25AET-L用	個	1	
			エンジンオイル	〃	L	1.6	
			オイルフィルター	〃	個	1	
			ローアークスギヤオイル	〃	L	0.32	
			スパークプラグ	〃	本	2	
	ききょう (FRP和船) W-23CF (23ft,0.7t)	ヤマハ (船外機) F25DWH-L (4st,25PS)	燃料フィルター	F25DWH-L用	個	1	
			エンジンオイル	〃	L	1.6	
			オイルフィルター	〃	個	1	
			ローアークスギヤオイル	〃	L	0.32	

取替部品表（川上ダム船舶点検整備）

ダム名	船 名 【仕様・規格】	エンジン型式 【仕様・規格】	名 称	規 格	単 位	数 量	備 考
川上ダム	あおやま (FRP和船) BAYFISHER20 (20ft,0.7t)	ヤマハ (船外機) F50HET-L (4st,50PS)	燃料フィルター	F50HET-L用	個	1	
			エンジンオイル	〃	L	2.1	
			オイルフィルター	〃	個	1	
			ローアークスギヤオイル	〃	L	0.43	
			スパークプラグ	〃	本	4	
			プライミングポンプ	GY1-24306-55	個	1	※注
	ちかた (FRP和船) W-18EF (18ft,0.4t)	ヤマハ (船外機) F25GWHD-L (4st,25PS)	燃料フィルター	F25GWHD-L用	個	1	
			エンジンオイル	〃	L	1.1	
			オイルフィルター	〃	個	1	
			ローアークスギヤオイル	〃	L	0.37	
			スパークプラグ	〃	本	2	
			トリムタブ	664-45371-01	個	1	
			トリムタブ（取付ボルト）	90105-08M02	個	1	
			プライミングポンプ	GY1-24306-55	個	1	※注

※注： 機構が支給した予備品を使用して、部品取替えを行うものとする。

業 務 数 量 総 括 表

業務名 令和8年度木津川総管船舶点検整備業務

独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所

業務数量総括表

業務名	令和8年度木津川総管船舶点検整備業務 (当 初)				事業区分		
					工事区分		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要	
点検整備原価		式		1			
高山ダム (つきがせ)		式		1			
高山ダム (つるぎⅣ)		式		1			
高山ダム (りゅうじん)		式		1			
青蓮寺ダム (かおち)		式		1			
青蓮寺ダム (おきつも)		式		1			
室生ダム (むろうⅡ)		式		1			
布目ダム (わかくさ)		式		1			
布目ダム (やまと)		式		1			
布目ダム (きりやま)		式		1			
比奈知ダム (もみじ)		式		1			
比奈知ダム (ききょう)							

業務数量総括表

業務名	令和8年度木津川総管船舶点検整備業務 (当 初)				事業区分		
					工事区分		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要	
川上ダム (あおやま)		式		1			
川上ダム (ちかた)		式		1			
船舶検査費用		式		1			
高山ダム (つるぎⅣ) 船舶検査		式		1			
高山ダム (りゅうじん) 船舶検査		式		1			
点検整備価格 (課税)		式		1			
点検整備価格 (非課税)		式		1			
消費税相当額		式		1			
点検整備費		式		1			

【見積参考資料】概略工程表

件名：令和8年度木津川総管船舶点検整備業務

工種		単位	数量	2026年								2027年			備考	
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月
準備		式	1													30日間
船舶点検		式	1													
後片付け、書類整理		式	1													30日間
制約条件	関連業務	—														令和8年度木津川総管水質保全設備点検整備業務
	法定手続き	—														船舶検査 （検査の時期は、仕様書に記載）
	年末年始 夏季休暇	—														・12/29～1/3
	洪水期	—														・6/16～10/15

この「参考資料」は、入札参加者の適正、迅速な見積り、受注者の設計変更業務等の容易化に供するための資料として示すものであり、請書第1条にいう仕様書及び図面ではない。したがって、「参考資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は履行条件等を十分考慮して、履行方法、安全対策等、点検対象物の点検を完了させるための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。

なお、この「参考資料」の有効期間は、この業務の見積合わせ日までとする。

請 書

- 1 件 名 令和8年度木津川総管船舶点検整備業務
- 2 場 所 京都府相楽郡南山城村田山地先 高山ダム 外5箇所
- 3 期 間 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日
- 4 請負代金額 ￥. ー

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥. ー)

上記の施行をお請けするについては、別添の条項によって信義に従って誠実にこれを履行します。

令和 年 月 日

受 注 者

独立行政法人水資源機構分任契約職

木津川ダム総合管理所 竹内 宏隆 殿

契 約 条 項

第1条 受注者は、別冊の仕様書及び図面並びに表記の事項に基づき、この契約を履行しなければならない。

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、独立行政法人水資源機構（以下「発注者」という。）の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者がこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

第3条 受注者は、履行内容の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

第4条 この契約の履行内容が第1条の図面又は仕様書に適合しない場合において、発注者がその改造を請求したときは、受注者は、これに従わなければならない。

第5条 受注者は、この契約の履行が完了したときは、その旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に受注者の立会いのうえ、完成を確認するための検査を完了するものとする。

3 発注者は、前項の検査によって完成を確認した後、受注者が書面をもって引渡しを申し出たときは、直ちに当該目的物の引渡しを受けるものとする。

4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、請負代金の支払いの完了と同時に当該目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、受注者は、直ちにその引渡しをしなければならない。

5 受注者が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を履行の完了とみなして、前4項の規定を適用する。

第6条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して40日以内に請負代金を支払うものとする。

第7条 受注者の責めに帰すべき事由により、表記の期間内に完成しないときは、発注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額を損害金として受注者から徴収する。

2 発注者の責めに帰すべき事由により、第6条第2項の規定による請負代金の支払いが遅れたときは、受注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。

第8条 受注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第9条 発注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、既済部分に対する対価を申し受けることとし、別途損害があるときは発注者と受注者とが協議のうえ、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

第10条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをい

い、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の規定する違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、債権管理法施行令第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第11条 受注者が、業務を実施するに当たり、受注者は、発注者から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

一 発注者から預託された個人情報を第三者に提供し、又はその内容を知らせること。
（業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合を含む。また、第三者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）

二 発注者から預託された個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

3 受注者は、発注者から預託された個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、発注者から、預託された個人情報の取扱いの状況について報告を求められ

た場合は、直ちに報告しなければならない。また、受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

- 5 発注者は、本契約に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。また、発注者は、その目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本契約の処理に関して必要な指示をすることができる。
- 6 受注者は、発注者から預託された個人情報を、業務終了後、廃止後又は解除後直ちに発注者に返還又は廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 7 受注者は、発注者から預託された個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 8 発注者は、受注者が第1項から前項までのいずれかに違反していると認められるときは、契約を解除することができる。
- 9 受注者は、前項の規定により、発注者が契約を解除した場合において、発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(専属的合意管轄)

第12条 発注者及び受注者は、この契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、訴訟物の価額に従い〔伊賀〕簡易裁判所又は〔津〕地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第13条 この契約に定めない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定める。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構ホームページからダウンロードした見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(電子メール又はFAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(電子メール又はFAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123 + 4 = 127$
 $127 \div 2 \text{ 者} = 63 \text{ 余り } 1$
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、△△組が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123 + 4 + 1 = 128$
 $128 \div 3 \text{ 者} = 42 \text{ 余り } 2$
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、◎◎工業が契約の相手方となる。

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職
木津川ダム総合管理所長 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和8年8月7日に交付された「令和8年度木津川総管船舶点検整備業務」
の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担当者：

電話番号：

FAX番号：

メールアドレス：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。